

行政文書一部公開決定通知書

31 観名保第 150 号  
令和元年 12 月 4 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和元年10月21日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	1 復命書 (R01.06.12分) 1-2 「名古屋城跡の現状変更申請に係る名古屋市への確認事項に対する回答」(R01.06.12時点案) 2 復命書 (R01.06.17分) 2-2 「名古屋城跡の現状変更申請に係る名古屋市への確認事項に対する回答」(R01.06.17時点案) 3 復命書 (R01.06.18分) 4 復命書 (R01.06.19分) 5 復命書 (R01.08.21分) 5-2 「名古屋市総合計画2023 (案)」を赤枠で加工したもの 6 復命書 (R01.09.24分) 6-2 本市が想定している現状変更許可の手法のイメージ 7 支出命令書 (R01.06.12分) 8 支出命令書 (R01.06.17分) 9 支出命令書 (R01.06.18分) 10 支出命令書 (R01.06.19分) 11 支出命令書 (R01.08.21分) 12 支出命令書 (R01.09.24分)	
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和元年12月5日 午前 4時 午後
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1階)
行政文書の公開の方法	1 閲覧      ② 写しの交付      3 視聴	

名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号及び第4号に該当するため、非公開とする。

<復命書に関する部分>

(第4号関係)

非公開箇所には、名古屋城天守閣木造復元事業に関する文化庁職員と本市職員の中間的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。

当該情報について公開されることが前提となると、当該議論・検討の意見交換に加わる者が、いわれなき非難を避けようとしたり、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な議論・検討が損なわれるおそれがある。

したがって、当該情報は、市及び国の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、市及び国の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。

また、名古屋市による意思決定においては、文化庁との率直な意見の交換が必要であるところ、当該情報が公開された場合、中間的な議論・検討の段階において、外部からの干渉、圧力等を受けることにより、適切な意思決定ができなくなるおそれがある。

したがって、当該情報は、市及び国の相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とする。

行政文書の一部を公開しない理由

<「名古屋城跡の現状変更申請に係る名古屋市への確認事項に対する回答」案に関する部分>

(第2号関係)

黒塗り部分には受注者の代表者印が押印されている箇所があり、当該印は、法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人に明らかに不利益を与える可能性があるため、非公開とする。

(第4号関係)

特別史跡名古屋城跡の現状変更申請に関して、許可権を有する文化庁による議論・検討の用に供するための情報（文化庁からの確認事項に対する回答）が記載されている。

当該情報が公開された場合、当該情報に基づき議論・検討の意見交換に加わる者が、いわれなき非難を避けようとしたり、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な議論・検討が損なわれるおそれがある。

また、中間的な議論・検討段階において、外部からの干渉、圧力等を受けることにより、適切な意思決定ができないおそれがある。

したがって、当該情報は、文化庁における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、当該者における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。

ならびに、文化庁からの確認事項に対する回答として、名古屋城天守閣木造復元事業についての市の機関内部における審議、検討又は協議に関する情報が記載されており、当該事業はいまだ実施途上であり、現時点では中間的な検討段階にとどまるものである。

当該情報が公開されると、現時点では未確定の段階の情報が、市民の間で認知されることで、意思決定されていない未確定な情報が、確定したものとして誤解されるおそれがある。

したがって、当該情報は、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。

備 考	<p>&lt;決定を行った所管課・公所&gt; 【3以外】 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488 【3のみ】 観光文化交流局名古屋城総合事務所名古屋城調査研究センター TEL 052-231-2481</p>
-----	--

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。